

(仮称)子どもの権利に関する条例の検討状況について

1. 検討方法

(1) 子どもの権利に関する条例検討委員会

- ① 委員構成／学識経験者 5 人、団体推薦者 7 人、一般公募 4 人、計 16 人
- ② アドバイザー／松倉聡史氏（旭川市立大学短期大学部教授）
- ③ 庁内調整会議
 - 条例の制定にあたり、検討委員会の検討に必要な調査及び資料の作成その他の調整を行い、庁内横断的に検討をする組織
 - 必要に応じて検討委員会に事務局として出席する
 - 委員構成

保健福祉部長
保健福祉部次長（子ども政策担当）
総務部総務課長
企画経済部参事（政策担当）
環境市民部広聴・市民生活課長
保健福祉部障がい福祉課長
保健福祉部子ども政策課長
保健福祉部子ども家庭課長
保健福祉部子ども相談センター長
教育委員会生涯学習部長
教育委員会生涯学習部教育指導担当次長
教育委員会生涯学習部総務企画課長
教育委員会生涯学習部学校教育課長
教育委員会生涯学習部教育支援課長

(2) 子どもの権利に関する条例市民ワークショップ

- ① 対象／市内に居住、通学、通勤する小学 5 年生以上の方
- ② 構成／子ども 6 人、大人 8 人、計 14 人
- ③ 日程等／R5. 8. 20（日）、R5. 10. 1（日）、R5. 11. 12（日）、R6. 1. 21（日）、10：00～12：00
- ④ 会場／花川北コミュニティセンター 2 階 ABC 会議室

(3) 子どもの権利に関する条例講演会

- ① 日程／令和 5 年 8 月 26 日（土） 14：00～15：30
- ② 会場／石狩市役所 4 階 401・402 会議室
- ③ 講師／喜多明人氏（早稲田大学名誉教授）
- ④ テーマ／なぜ、いま、子どもの権利条例なのか？ ―こども基本法元年を迎えて―

⑤ 参加人数／56 人

2, 条例検討スケジュール

年度	月	内容
R 5	7月	5日：第1回検討委員会（市長からの提言依頼）
	8月	20日：市民WS 1回目、26日：講演会
	9月	27日：第2回検討委員会
	10月	1日：市民WS 2回目
	11月	12日：市民WS 3回目、22日：第3回検討委員会
	12月	
	1月	21日：市民WS 4回目、条例骨子案の決定
	2月	2日：庁内調整会議、19日：第4回検討委員会、上旬：子ども・子育て家庭の生活実態・ニーズ調査、下旬：市民WS 報告書提出
	3月	21日：検討委員会より市長への提言、
R 6	4月	第2期子どもビジョン策定作業開始
	5月	第5回検討委員会
	6月	
	7月	第6回検討委員会、条例素案決定
	8月	条例案パブリックコメント手続
	9月	
	10月	第7回検討委員会
	11月	第2期子どもビジョン原案決定
	12月	令和6年第4回石狩市議会定例会に条例案を上程予定
	1月	第8回検討委員会、第2期子どもビジョンパブリックコメント手続
	2月	
3月	第2期子どもビジョン確定	
R 7	4月	「(仮称) 石狩市子どもの権利に関する条例」施行予定

※条例の検討と合わせて、第2期石狩市子どもビジョンの策定作業を実施

3, 条例関連施策の推進計画

- 子どもの権利の周知啓発や権利侵害などに対する施策を推進するため、推進計画を策定
- 条例の推進計画については、市の子ども施策に関する基本計画（子どもビジョン）に位置付ける